

日本労働 製綱労働組合細則

第一章 本部及支部

第一條 本部は左の事務を掌るものとす

- 一、各支部を聯絡統轄す可き一切の事項
- 二、各支部事務及會計の監督指導
- 三、其他本組合の目的を達する爲め必要なる他の事項

第二條 支部は組合員五十名以上を以て組織し一定の事務所を設けるものとす

但し支部設立に就ては會員中より設立委員を選定し組合長の承認を要するものとす

第三條 支部は左の事務を掌るものとす

- 一、會員の指導監督
- 二、事務報告(但し毎月末一回本部に対して)
- 三、加入金及組合費の徴集(但し毎月始めに本部に納入す可きものとす)

第二章 會計及財産

第四條 本部一切の事業は加入金及組合費の九割或は其他の収入を以て經營するものとす

第五條 支部は組合費の二割其他の収入を以て經營するものとす

第六條 本部は加入金の内手帳及徴集實費を控除したる殘金及毎月會費の一割を控除し基本金として別に之れを郵便貯金とし保管するものとす(但し通帳は會計之を保管し印鑑は組合長の保管するものとす)

第七條 本組合會計年度は毎年一月一日より始まり十二月三十一日を以て終るものとす

第三章 事務規定

第八條 本部は左の物品及帳簿を保管するものとす

- 第一項 (一) 組合旗
- (二) 本組合規則書一切
- (三) 組合及組合長印
- (四) 役員名簿
- (五) 組合員名簿
- (六) 議事録
- (七) 共済記録簿
- (八) 職業紹介簿甲、乙
- (九) 本組合歴史
- 第二項 (一) 現金出納簿
- (二) 提出金原簿
- (三) 豫算及決算表
- (四) 經營費預金通帳
- (五) 基本金預金通帳

第九條 支部は左の物品及帳簿を保管するものとす

- 第一項 (一) 支部旗
- (二) 本組合規則書一切
- (三) 支部及支部長印
- (四) 支部役員名簿
- (五) 支部員名簿
- (六) 職業紹介簿甲、乙
- (七) 議事録

(八) 支部歴史

(九) 現金出納簿

(十) 提出金原簿

(十一) 豫算及決算表

(十二) 經營費預金通帳

(十三) 基本金預金通帳

(十四) 支部は左の物品及帳簿を保管するものとす

- 第十條 組合長は細則第八條第一項の物品帳簿を保管し之れを整理するものとす
- 第十一條 本部會計は細則第八條第二項の帳簿を保管し組合長を補け會計の任に當るものとす
- 第十二條 支部長は細則第九條第一項の物品及帳簿を保管し之を整理すなものとす
- 第十三條 支部長は細則第九條第二項の物品及帳簿を保管し之を整理すなものとす
- 第十四條 支部會計は細則第九條第二項の帳簿を保管し支部長を補け會計の任に當るものとす
- 第十五條 本部役員は改選は毎年一回大會に於て之れを施行し新舊役員立會の上財產及事務一切を授受するものとす
- 第十六條 支部役員は組合大會の十日前に於て之れを選舉し新舊役員立會の上一切を授受するものとす
- 第十七條 但し支部役員にして本部役員に選出せられたる場合は直に補缺選舉を行ふものとす
- 第十八條 本組合本部及支部役員は選舉は總て單記無記名を以て投票選舉するものとす
- 第十九條 支部は組合加入志望者に對し直に其資格を調査し認否を明記の上選簿なり之れを割す

第十九條 支部は本部の承認を得て直に加入金及組合費一ヶ月分以上を徴集し加入申込書と共に月末までに本部に送附す可きものとす

第二十條 本部は組合員の加入と同時に徽章及組合員手帳を交付するものとす

第四章 職業紹介

第二十一條 本組合は左の規定に依り職業紹介を成すものとす

- 一、組合員にして失業したる場合直に所属支部に出頭し職業紹介簿に指定の事項を明記するものとす
- 二、組合員は自己勤務の工場に於て職工募集或は就職の便あるを見聞したる時直に所属支部長及幹事に報告するものとす
- 三、支部長及幹事は本條第二項の報告に接したる場合直に職業紹介簿に之れを記入するものとす
- 四、支部は本條第一項及第二項に就て即日之れを本部に報告するものとす
- 五、本部は各支部の報告に依り直に之れを職業紹介簿に記入し就職の便を計るものとす
- 六、本組合員にして本條第二項の義務を怠り或は私に非組合員の職業を紹介したる時は組合規則第二十一條に依り之れを罰す